

意見書案第 1 号

季節労働者対策の強化を求める要望意見書

いま、世界的な金融・経済危機の影響が日本にも及び、雇用・失業情勢は急速に悪化している。

北海道内においても、派遣労働者や期間従業員の解雇や、倒産などによる失業が増大しており、本州で職を失った労働者が少なからず北海道に帰ってきている。

同時に、北海道の季節労働者の実態も深刻である。

季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減された。

季節労働者は、わずか20万円前後の特例一時金だけで厳寒の3～4ヵ月を生活しなければならないという、生存さえ危ぶまれる深刻な事態となっている。

健康保険や年金の保険料を払えない季節労働者が増えており、このままでは命と老後を脅かすことになりかねない。

政府・厚生労働省は2007年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施しているが、予算規模が十分とはいえず、労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため有効な対策となっていない。

そして、これらの施策は平成21年度までの事業とされている。

「通年雇用化」は当然必要なことであるが、現下の厳しい雇用情勢のもとでは季節労働者は冬期間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業がひろがっている。

抜本的な雇用・失業対策が求められているいま、季節労働者対策においても政府が以下の必要な措置を講ずるべきである。

記

1. 雇用保険の特例一時金をさしあたり「50日分」に戻すこと。
2. 「通年雇用促進支援事業」について季節労働者の実態に即した改善をはかるとともに、追加対策を講ずること。
3. また、平成22年度（2010年度）以降、季節労働者の冬期の失業に対する公的就労と所得保障など実効ある新たな制度を創設すること。
4. 地域経済を下支えし、雇用効果の大きい生活密着型の公共事業を拡大すること。そのために、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣 農林水産大臣
総務大臣